

〈翻訳〉

ケルスティーン・ルツァー

慈善活動と《女性権利問題》の間

— 「バーデン女性組合」の1859 - 1914年 —

(2002)

河野 眞 (訳・解説)

目次

(はじめに)

「バーデン女性組合」の展開

組織

バーデン大公妃ルイーゼ

メンバー

「バーデン女性組合」の男性たち

国家との近しい関係

「バーデン女性組合」における《女性権利問題》

(まとめ)

[訳注]

[訳者解説]

(バーデン大公国について)

(女性組合としての性格 — 特に赤十字女性団体との重なり)

(はじめに)

1898年、「バーデン女性組合」の292番目の支部組合が設立された。組合運営におけるこのできごとは、《閉鎖的なオーガニゼーションのなかで、隣人愛を実践し、力の限り民衆福祉の増進に寄与するという女性たちの世界の高まって止まない希求》⁽¹⁾を証明する新たな一頁であった。事実、「バー

(1) この文言は、「バーデン女性組合報」*Blätter des BFV [=Badischen Frauenvereins]*, Nr.1 (189911), S.1. による。なおここでは引証は最小限とした。またここでスケッチをおこなった多くの局面の詳細については、筆者の博士学位論文を参照 (2002年初めに刊行予定)。^[訳者補記] 本篇は元は2000年に開催された国際フォーラムでの報告であったため、この文言となったのであろう。ここで予告通り刊行された大部な学位論文については「訳者解説」を参照。

デン女性組合」の発展は、19世紀の組合風土の展開の中でも特に輝かしい成功の歴史であった。以下では、その成功に至った諸要素とは何であったか、またそれがバーデン大公国をしてドイツ全土の中で特に《模範国》⁽²⁾となさしめた事情に関するスケッチである。またそれにあたっては、組合メンバーのモチーフのあり方が組合指導部の思考とどの程度まで重なっていたか、言い換えれば、組合活動は、オフィシャルな組合レトリックを超えた効果を得たのかどうかを中心に考察を行なう。

「バーデン女性組合」の展開

はじめに「バーデン女性組合」の歴史に関する資料と研究を簡単に挙げる⁽³⁾。

(原注3)

「バーデン女性組合」に関する多くの資料は『バーデン国土総合アーカイヴ(カールスルーエ)』(*Generallandesarchiv Karlsruhe=GLA*)の「赤十字」の項目(Abt.443)、また「大公妃ルイーゼ・フォン・バーデン特別キャビネット」(Abt.69)、さらに「収集資料1995A」に保存されている。

また組合の歴史を内部の目で詳しく記録したものとして次の二種類の祝賀記念出版がある。一つはバーデン大公フリードリヒと大公妃ルイーゼの銀婚と王女ヴィクトリアとスウェーデン・ノルウェー王国皇太子グスタフ・アドルフの婚姻を記念して編まれた『バーデン女性組合史』*Geschichte des Badischen Frauenvereins. Festschrift für Feier der silbernen Hochzeit Ihrer Königlichen Hoheiten des Großherzogs Friedrich und der Großherzogin Luise und der Vermählung Ihrer Großherzoglichen Hoheit der Prinzessin Victoria mit seiner Königlichen Hoheit dem Kronprinzen Oscar Gustav Adolf von Schweden und Norwegen am 20. September 1881.* Karlsruhe 1881.;

もう一冊はバーデン大公フリードリヒと大公妃ルイーゼの金婚記念出版として編まれた『バーデン女性組合史』*Geschichte des Badischen Frauenvereins, 2. Umgearb. u. stark verm. Ausg., zugleich Festschrift zur Feier der goldenen Hochzeit Ihrer Königlichen Hoheiten des Großherzogs Friedrich und der Großherzogin Luise am 20. September 1906.* Karlsruhe 1906.;

また女性権利運動の社会史として次の文献: Herrad-Ulrike BUSSEMER, *Frauenemanzipation und Bildungsbürgertum. Sozialgeschichte der Frauenbewegung in der Reichsgründungszeit.* Weinheim /Basel 1985, S.164-167.

近年ではカールスルーエ都市史論集に収録されたスザンナ・アッシュェ「ケア・参劇・権利同等 — 大都市への発展においてカールスルーエ女性の果たした役割」を参照, Susanne ASCHÉ, *Fürsorge, Partizipation und Gleichberechtigung – die Leistungen des Karlsruherinnen für*

(2) 《模範国》(Musterland)の言い方は次の「シュヴァーベン女性組合」(Schwäbischer Frauenverein)の機関誌による。参照, *Frauenberuf*, (Nr.20 (20. Mai 1905), S.131.

(3) [訳者補記]この原注は基本資料の情報であると共に長文のため本文に移した。

die Entwicklung zur Großstadt (1859-1914). In: DIES., u.a. (Hg.), *Karlsruher Frauen 1715-1945. Eine Stadtgeschichte*. Karlsruhe 1992, S.171-256.;

さらに歴史関係の論集『女性とナツィオン』に収録された拙論「《祖国に奉仕すべく…》隣人愛と愛国心の間にあるバーデン女性組合」を参照, Kerstin LUTZER, „--- stets bestrebt, dem Vaterlande zu dienen“. *Der Badische Frauenverein zwischen Nächstenliebe und Patriotismus*. In: *Frauen und Nation.*, hg. von Frauen Geschichte Baden-Württemberg. Tübingen 1996, S.104-117.

「バーデン女性組合」の始まりは戦争であった。1859年に*バーデン大公妃ルーゼ(1838-1923)が*イタリア戦争に際して行なった呼びかけである。オーストリア帝国は、北イタリアの支配権をめぐるフランスおよびピエモンテ=サルディニアと戦って失敗した。ドイツ語圏の世論にはナショナリズムの観点が強く、オーストリア支援に向けた*ドイツ同盟〔訳注〕プロイセン主導の北ドイツ諸邦聯合)ないしはプロイセンの介入に好意的であった。加えて、バーデンでは、フランスに隣接していることもあって非常な危機感がはたらいた。そこで、(かつてナポレオンからの解放戦争に際して設けられた)愛国的な女性組合の伝統⁽⁴⁾に立った組合が設立されたのである。バーデン大公妃ルーゼはプロイセン王家の出自で、後の*ドイツ皇帝ヴィルヘルム1世(1797-1888, 1861からプロイセン王, 1871からドイツ皇帝)と*皇后アウグスタ(1811-90)の娘であった。ルーゼは1856年にバーデン大公と結婚し、大公国の慈しみ深い国母の役割を強く自覚していた。しかし愛国的な女性組合の設立へのイニシアティブを發揮したのは、当初は大公妃ではなかった。戦時に際しての地域の救援活動のために「支援委員会」を誕生させたのはカールスルーエの社交界の14人の《貴婦人》であった。大公妃は、その路線に沿って、救援・募金活動をできる限りに効果あらしめるためにバーデン大公国内務省に所信を書き送った。こうして大公国政府の大々的な支援を得て、短期間に、役所の所在都市はもちろん多くの町村体へと支援組合のネットワークは広がった⁽⁵⁾。

「バーデン女性組合」は、当初、戦争がバーデンに及ぼす社会・経済的

(4) 解放戦争時の女性組合諸団体については次の文献を参照, Dirk Alexander REDER, *Frauenbewegung und Nation. Patriotische Frauenvereine in Deutschland im frühen 19. Jahrhundert (1813-1830)*. Köln 1998.

(5) 1859年末に、官公庁と郡部局の62部門、それに加えて地域の女性組合95団体が「バーデン女性組合」に参加した。参照, *Geschichte des Badischen Frauenvereins* (1881 前掲3), S.7.

影響への対応を助ける機関となることが主要にもくろまれていた。また戦争の推移に直面するに連れて、組合の活動は、オーストリアという《兄弟国民》の軍隊を支援するための金銭・衣類・包帯の材料を集めることに急速に集中していった。そしてフランスとオーストリアの間で突如ヴィラフランカの休戦協定となって戦争は終結した。が、カールスルーエの女性組合本部は、《最高度の緊迫》⁽⁶⁾をはらむ情勢に鑑み、この新たな組合を解散するのではなく、むしろ活動を拡大し、平時にも備えを怠らないとの基本姿勢を決定した。大公国の《窮状の緩和》と疾病者のための女性看護師の育成が、組合の新しい目標となった⁽⁷⁾。背景には、平時にも組合活動を継続することによって、一旦動き始めた女性の救援力を今後の戦争に向けて出動できるものにしておきたいとの意思がはたらいていた。それには、戦時の医療活動と民間病院の受け入れ能力は、必要を満たすにはとうてい不足であることが明白になっていたからである。看護要員は訓練も満足に受けていないことが多く、人数もとうてい充分ではなかった。戦争や災害時に突如たかまる需要に対応できないのは明らかだった。

これ以後、「バーデン女性組合」は着実に組織を拡大していった。特に大きく伸展したのは、19世紀から20世紀に切り替わる時期の数十年であった。第一次世界大戦の前には、組合は447の支部組合、メンバーは優に9万人を数えた。それは、大公国の町村体の四つに一つに支部組合が存在することを意味した⁽⁸⁾。これによって「バーデン女性組合」は文字通り巨大組織に発展していたのである。ちなみに「ドイツ帝国統計局」によれば、1907年頃、バーデンでは、組合に組織された女性は84,090人に達していた⁽⁹⁾。このうち75,305人、従ってほとんど90%は「バーデン女性組合」のメンバーであった。これを見ると、大公国における同組合は競合相手不在の圧倒的な優位に立っていた。たとい、この統計が、対象となった組合諸団体の自主回答によるもので、その時点で存在したすべての団体を遺漏な

(6) 『バーデン国土総合アーカイヴ』GLA, 443/1471 (20. Juli 1859)

(7) 参照, *Geschichte des Badischen Frauenvereins* (1881 前掲注3), S.8ff.

(8) 『バーデン女性組合年次報告』*Jahresbericht des BFV*, 55 (1914), S.63.

(9) ドイツ帝国統計局「労働者統計部」編『ドイツ帝国における女性組合の統計』[=帝国労働報, 特別号, 1] *Statistik der Frauenorganisationen im Deutschen Reich*. Bearbeitet im Kaiserlichen Statistischen Amte, Abteilung für Arbeiterstatistik (= Reichsarbeitsblatt, Sonderheft, 1) Berlin 1909, S.19 u. 50.

くつかまえていたのではなかったとしても、大勢はそうであった。それゆえバーデンの場合、ドイツ帝国の他の地域と比較しても、女性の組合参加率は平均値をはるかに超えていた。1909年と言えば、25歳以上の女性の15.3%、実数では75,916人であった⁽¹⁰⁾。それに対してドイツ帝国の平均値は、(統計は18歳以上の女性だが)5.4%にとどまっていた。なおこれらバーデンの女性組合諸団体の圧倒的多数が取り組んでいたのは、ドイツ帝国の一般的趨勢と変わらず、社会的目標であった⁽¹¹⁾。もともと中身を見ると、「バーデン女性組合」の活動領域は大きく広がっていた。1873年の基本的な再編に際して《女性が取り組むのに適した共同利益に資する目的》が中心的な領域として明示された。具体的には《女性の教養と生業能力》の向上、すなわち児童の世話、病者へのケア、慈善活動、貧民への支援である⁽¹²⁾。個々の支部組合は、定款に記されたそうした目的の少なくとも一つを果たさなければならなかった。この改編によって、「バーデン女性組合」は、公共の貧民対策や健康問題や学校の初級学年における女子教育といった公共部門の立ち遅れに対応することになった。さらに19世紀から20世紀への転換期以後には、一層の活動領域として結核との戦いや乳幼児へのケアが加わった。

また発足時以来の課題である戦争疾病者の世話では、「ドイツ赤十字社」への組み入れが組織的に進められた。「赤十字社」は、ドイツ語圏の諸邦において男性組合の形で女性組合としても設立されていた⁽¹³⁾。「バーデ

(10) 『バーデン女性組合誌』 *Blätter des BFV*, Nr.12 (16. Juni 1909), S.110.

(11) 『ドイツ帝国における女性組合の統計』 *Statistik der Frauenorganisationen im Deutschen Reich* (1909前掲注9), S.19. ドイツ帝国の統計では、社会的目的 (sozialer Zweck) と《慈善的》目的 (karitativer Zweck) を分けている。疾病者・貧民へのケアならびに福祉活動は後者に分類されている (同上, S.15)。

(12) 「定款」1873年の「定款」§1、参照、 *Geschichte des Badischen Frauenvereins* (1881前掲注3), Anl. A. 3., S.501.: 児童の世話 (Kinderpflege) としては、学校へ通う前の児童の健康と教育へのケアを意味する。

(13) 「赤十字」 (Rotes Kreuz) の大公国女性組合のタイプの命名者は、1866年にプロイセン王妃アウグスタによって1866年に設立された「祖国女性組合」 (Vaterländischer Frauenvereine) であった。これについては近年の研究成果として次の諸文献を参照、Ute DANIEL, *Die vaterländische Frauenvereine in Westfalen*. In: *Westfälische Forschungen*, 39 (1989), S.158-179.; Jean H. QUATAERT, „Damen der besten und besseren Stände“. „Vaterländische Frauenarbeit“ in Krieg und Frieden 1864-1890. In: Karen HAGEMANN / Ralf PRÖVE (Hg.), *Landesknechte, Soldatenfrauen und Nationalkrieger. Militär, Krieg und Geschlechterordnung im historischen Wandel*. Frankfurt / M. u.a.

ン女性組合」は、「赤十字社」に編入されることによって、戦時の軍事的支援活動を自己の義務とした。むしろその団体組織としての発展が可能になったのには様々な要素が関係していた。先ず、19世紀前半以来発展した女性組合という結集形式に立脚したことが挙げられる。と言うのは、そこには、実践的経験と具体的な活動の見本が蓄積されていたからである。事実、解放戦争は、愛国という目的に向けて大規模な女性の動員ができることを実証していた。これと並んで、平時においても領主の保護下での領邦規模での慈善活動組合についても先例があり、それを改めて蘇らせることができた。事実、バーデン大公国、*ヴェルテムベルク王国、*ザクセン＝ヴァイマル＝アイゼナッハ大公国では、1816年から17年にかけての飢饉に際して、そうした組合が設立された。

それにも拘わらず、突然の戦時の愛国をモチベーションとする物資集めから、平時の地味で持続的な組合活動への転換はなかなか進捗しなかった。統合された組合諸団体では、その決断への躊躇がはたらいた。切迫した広域的な問題がのしかかっているわけではなく、当初の組合目的もどこでも歓迎されたわけではなかったからである。それゆえカールスルーエの組合中央は懸命な説得活動に努めなければならなくなり、到達した水準をせめて文字化して指針とすることを図った。加えて、町村によっては、特定の活動領域を維持している歴史の古い慈善活動の女性組合が存在し、それらは、メンバーになる可能性のある女性たちや寄付金において競合が起きることに不安を覚えていた⁽¹⁴⁾。しかし時間はかかったものの、「バーデン女性組合」はこれら古手の団体を吸収していった。慈善活動の女性組合が広域的にネットワークをもつことも、当初はその有益であることが理解されなかったが、それも克服された。追い風になったのは、特に大公国を枠組とした内部コミュニケーションが促進されたことであった。

ドイツ帝国成立前後の10年間における数度の戦争は、「バーデン女性組合」にとって、活動の質が向上する時期であったが、メンバーならびに支部組合の数が一貫して増えたわけではなかった。大公国を枠組みとした団体としての統一性や多人数組織への上昇が実現したのは、ドイツ帝国成立

1998, S.247-275.

(14) 『バーデン女性組合事業報告』*Rechenschaftsbericht des BFV*, 1859/1860, S.4.

後の長期の平和な期間においてであった。広範な流動性が軌道に乗ったのは、「バーデン女性組合」が広く親しまれるようになった証しであるだけでなく、それに向けた運動の成果でもあった。たとえば、カールスルーエの組合本部は、支部組合の設立のためのキャンペーンをスタートさせた。それが成功したのには、大公国政府や地方官庁の役人、あるいは教会官庁の地域の担当者が上層部から、「女性団体」を積極的に支援するようにはたらきかけたことも大きかった⁽¹⁵⁾。が、それだけではない。多数の支部組合が設立されたのは、それらが独自にローカルなイニシアティブを発揮した結果であると共に、カールスルーエの中央が、特に大公妃個人の活発な活動に応えようとしたことも大きく与った。事実、大公妃は、大公国内各地に何度も足を運び、町村体の名士たちに《彼女の》組合への支援をもとめ、その影響が長続きしたのである⁽¹⁶⁾。しかし言うまでもなく、それに寄与したのは、大勢の女性たちが自ら組合活動の実際にあつざわる用意があつたためであつた⁽¹⁷⁾。

ここで大事なのは、「バーデン女性組合」が慈善活動の他の組合諸団体とは異なり、基本的に、特定宗派にとらわれない共同利益の女性団体を目指したことである⁽¹⁸⁾。しかし組合活動にあつて宗教的モチベーションは、組合の自己認識において中心的な意味を持っていた。それは、大公妃によって定められた《神は我らと共にあり!》という組合のモットーによ

(15) そうしたキャンペーンが行われた最初は1875年であつた。「バーデン女性組合」には多大の成功が期待され、それにあつては《影響力のある人士が協力した。国家や諸身分の高位者あるいは地主貴族でもある上級官僚、さらに聖職者や医師などである》。参照、『バーデン国土総合アーカイヴ』GLA 235 / 1999: *Zirkular des Generalsekretärs des BFV* (「バーデン女性組合」幹事長の回状), Karlsruhe 30. Dez. 1875, Nr. 1561. この文書は、「バーデン女性組合」が大公国の町村体に向けて広範な活動の用意があつたことを伝えている。

(16) 『バーデン女性組合年次報告』*Jahresbericht des BFV*, 32 (1891), S.79.

(17) 以下の記述ではこれを取り上げる。

(18) 参照、『バーデン国土総合アーカイヴ』GLA 443 / 538, 15. Dez. 1890; GLA 443 / 541, 8. Juni 1915 (中央委員会の記録)。参照, S. ASCHE, *Fürsorge* (1992 前掲注3), S.208. 支部組合の日常の次元では、執行部メンバーあるいは疾病者ケアワーク担当者の宗派の如何は、ローカルなもめ事となることが少なくなかつた。バーデンにおいて特に激しさをみせた《文化闘争》は、教皇中心志向の司祭たちの目には、プロテスタントが牽引するオーガニゼーションによるものと映り、女性大衆へのその影響は絶対に阻止しなければならなかつた。[訳注]《文化闘争》とは、1871-78年間にドイツ帝国宰相ビスマルクがカトリック教会の影響力を抑制しようとした種々の政策を指し。この呼称は同時代の病理学者で政治家でもあつたルードルフ・フィルヒョーによる。

く表れていた。そのため、宗派にとらわれないという要請は、本来、多数のカトリック信徒の上にプロテスタント系の大公家が立つバーデンの特殊事情に加えて、そもそも宗派の異なる小さな多数の領邦の合体として大公国が成立した経緯を改めて思い起こさせた。

組織

「バーデン女性組合」の活動の牽引役は、大公国の首都にして宮廷所在地のカールスルーエの中央委員会であった。メンバーは、会長（女性）と会長代理（男性の場合もあった）、事務局長とその代理（女性もしくは男性）、そして所在地カールスルーエの4つの部門（後には6部門）の代表である。なお部門はそれぞれ定款に沿った独自の課題領域を担当した。中央執行委員会は、会員全員の選挙によるのではなく、大公妃の指名によって決められた。この構成を通じて、カールスルーエに所在する組合には、大公国全域の支部組合に対する支配的な地位が保証されていた。中央委員会の通常業務は、大公妃によって指名された幹事長（男性）が指揮をとった。地方の支部組合に対して中央執行委員会がもつめたのは、組合法に則った最小の責務であった。傘下の組合は、定款を枠組みとしてそれぞれの地域的な活動を行なうことができ、またそれぞれの組合資産の扱いも自由であった。「バーデン女性組合」の魅力は、基本的に、一方では共通目的と拘束的規範、他方では地域の特殊事情とそれに見合った優先事項というこのバランスにあったのである。

組合組織全体の結びつきを強める有効な手立てに、1870年代半ばから毎年開催されるようになった全国総会があった。はじめはカールスルーエにおいてであったが、1880年からはバーデン大公国内の諸都市で開かれるようになった。参加する男女の人数は数百人に上り、そこには会員以外の人々も決まって顔を見せた。国や都市の官庁や教会の代表者、親近な関係にある他の組合のメンバー、その他特に関心を寄せる人々である⁽¹⁹⁾。この大公国の全国総会は、全国組織としての組合への支部組合の結集に資し

(19) 『バーデン女性組合誌』 *Blätter des BFV*, Nr.20 (15. Juli 1885), S.177f. オフィシャルな全国総会の他に、支部組合の枠内で会合が開かれていた。支部組合は、中央の本部組合ファンドに自発的な年間拠金を行ない、それによってファンドの用途について共同決議をする資格を得ていた。なおこの規約1892年にすべての支部組合に拡大された。

ただでなく、同時に、「バーデン女性組合」の知名度を大公国全域において高からしめた。1910年にはじめて、傘下の数団体の要請に応じて「特別部会」が組合の追加的な機関として設けられた。中央の意思決定過程への参加をもとめる支部組合の要望によるものであった⁽²⁰⁾。そうではあれ、組合運営の指揮については、ドイツ帝国の終焉まで、カールスルーエの指導的立場は毫もゆるがなかった。

「バーデン女性組合」は1876年から、独自の組合誌として隔週刊の『バーデン女性組合誌』を発行した。大公国全土にわたる総会の詳細な報告の他、種々のテーマについての原則に沿った解説である。テーマには、私的な次元での慈善運動・福祉活動・女性の教養教育・交流のある他組合の活動状況、さらに支部組合の活動に関する報告があった。そうした記事を通じて意図されたのは、組合の上層と下層のコミュニケーション、組合メンバーの帰属感情の養成、さらに主要な読者である女性たちの社会的問題に関心をもたせ、できれば行動へと促すことであった⁽²¹⁾。また大公国規模の総会は、組合活動のための新しい理念を下部に向けてプロパガンダするためのメディアでもあった。もっとも、真剣な反対の論議が、この器官を通して発せられることはなかった。編集担当はあくまでも男性の手にあった。が、組合誌には時には女性の寄稿も掲載された。一般的には、組合メンバーの寄稿は歓迎された。支部組合にとっては、機関誌は、地方にいる自分たちの活動がより大きな範囲の読者に示すことができる機会として喜んで活用された。加えて、支部組合が互いに活動成果を比較する可能性もそこには

(20) この「特別部会」(engerer Ausschuss)は33の支部組合から派遣された委員によって構成され、一年に少なくとも一回会合を開いて、中央委員会(Zentralkomitee)と協力しつつ、全国部会(Landesausschuss: 決議参加権をもつ支部組合の集会)に提出されるべき討議案件の調整にあたった。『バーデン国土総合アーカイヴ』GLA, 43/511:「シュヴァーベン女性組合」定款 1910, §§ 15a u. 16. 参照, 『バーデン女性組合事業報告』Rechenchaftsbericht des BFV, 1911, S.7.

(21) 会員数が非常に大きかったにも拘わらず、『バーデン女性組合誌』(Blätter des BFV)の定期購読者数は低めであった。1908年には、会員数は優に74000人であったのに対して組合誌の定期購読用は1450部であった。そのため「中央委員会」は各支部組合に定期購読を義務づけ、それにあたって多くの部数を引き受ける場合には特別割引をおこなった。さらに1910年からは、「バーデン女性組合」で授業を受けた女性にも組合誌が配られた。これらの措置により、1911年には組合誌の発行部数は5600部にまで上昇した。参照, 『バーデン女性組合年次報告』Jahresbericht des BFV, 1908, S.10.

あり、それは取りも直さずカールスルーエの中央委員会にとっては支部組合に対する勸奨督励を期し得るチャンスでもあった。組合誌は、さらに組合のオフィシャルな自画像呈示の手段であり、そして毎年の事業報告と同様、バーデン大公とバーデンの国家機関、また他の組合諸団体に送付された。

バーデン大公妃ルイーゼ

大公妃ルイーゼは、1859年から、1923年に逝去するまで、「バーデン女性組合」の後見人であった。それは代表者という役目にとどまらなかった。「バーデン女性組合」を大公妃は手塩にかけて育成し、時間と労力の多くをそれに捧げた。それと並行して大公妃は、広い意味での福祉事業関係や女子の教養向上を課題とする他の諸々の組合や施設をも支援した。例えばカールスルーエの「女史繪畫学校」⁽²²⁾や、シュヴェツツインゲンの大公国国立「果樹・菜園学校」⁽²³⁾である。国内外の関係するオーガニゼーションや指導的立場の人々との交流にも努めた⁽²⁴⁾。また健康がゆるす限り、中央委員会にも顔を出し、中央委員会ないしは幹事長と協議して、組合の政策の基本方針を決定した。幹事長や部門責任者は、組合活動の重要な課題について定期的に大公妃に報告した。大公妃は、福祉事業の直近の進展について報告を受け、必要に応じて専門家の助言を要請した。基本的なテーマに関わるころでは、大公妃は自らの所信をしたためた。たとえば地方における疾病者ケアの改善について（1865年）や、手仕事教育について（1868年）である⁽²⁵⁾。かく、大公妃は、組合活動のさまざまな案件について個人

(22) 「女史繪畫学校」(Malerinnenschule) 民間の教養学習機関として設立された。参照, Gerlinde BRANDENBURGER-EISELE, *Malerinnen in Karlsruhe 1715-1918*. In: Susanne ASCHE u.a.(Hg.), *Karlsruher Frauen 1715-1945. Eine Stadtgeschichte*. Karlsruhe 1992, S.257-267, S.259ff.

(23) 「果樹・菜園学校」(Obst- und Gartenbauschule in Schwetzingen) は大公妃の後見の下、1900年に設立された。参照, *Großherzogin Luise in ihren Beziehungen zum badischen Volke*. Baden-Baden 1902, S.38.

(24) 『バーデン国土総合アーカイヴ』*GLA*, 69/908: *Uebersicht über die vom Badischen Frauenverein --- errichteten und geleiteten gemeinnützigen Anstalten in Karlsruhe, Anhang* (「バーデン女性組合」によって…設立され指導されてきた共同利益のカールスルーエの諸施設の概観)付録) S.15ff. 参照, *Großherzogin Luise in ihren Beziehungen zum badischen Volke* (1902 前掲注23), S.37ff.

(25) 『バーデン国土総合アーカイヴ』*GLA*, 443/502 (10. April 1865 カールスルー・コミティー、すなわち中央委員会の記録); 『バーデン女性組合事業報告』*Rechenschaftsbericht des BFV*,

的な見解をしめしたが、組合における唯一の構想者というわけではなかった。組合活動における何らかの新しい方向、たとえば女子の職業教育の促進といった課題では、それを正当なものとするには特別な措置を要したが、それが実現できたのは、畏れ多くも組合の後見役たる大公妃殿下の《思し召し》だからであった。大公妃は国内各地を訪れて、常に組合支部とのコンタクトを図った。支部の幹部たちとの会見と地方の組合施設を実地に見聞するのは、大公妃の公的な視察日程の本質的な部分であった。その立場とたゆみない活動によって、大公妃は、「バーデン女性組合」の目標を知らしめる最も効果の大きい宣伝役であった。

「バーデン女性組合女性」全体の文化的性格も祭事も、この組合後見人の存在を中心に回っていた。祭りイベントの頂点は、大公妃の誕生日の12月3日で、どの支部組合にもそれはポピュラーであった。阿諛の面をも併せた賞讃を受けて、大公妃の存在は、その社会奉仕の故に、種々のイベントにおいて、すべての女性にとっての輝かしい導き手のイメージへと様式化されていった。たとえば、1887年に大公妃からメンバー証を授与された「女性組合マンハイム」は、それ以来、この後見人との結びつきを強く自覚した。曰く、《我らが祖国の全女性にとって、この高貴極まりない女性らしさと人間愛は輝ける模範である……》⁽²⁶⁾。

大公妃が最も好んだのは、福祉活動において困窮した臣民を気遣う大公国の《国母》の役割であった。それは、母親のドイツ皇帝妃アウグスタと母方の祖母ザクセン＝ヴァイマル＝アイゼナッハ大公妃マリア＝パウロヴナを範と仰ぎ、また大公妃自身の社会参与によって培い、身を以て非の打ち所なく実践した役割であった⁽²⁷⁾。「バーデン女性組合」という高い奉仕性と多大の支援提供ならびに教養促進の用意のある組織は、大公妃にとって理想的な道具であった。「バーデン女性組合」の立場からすれば、大公

1868/69, S.5.

(26) 『バーデン国土総合アーカイヴ』GLA, 443/245 II: Mannheim (マンハイム 21. Mai 1887)

(27) 後のドイツ皇后アウグスタはコーブレンツで過ごした時期に慈善活動を支援し、娘をもその方向へ導いた。参照, Friedrich HINDENLANG, *Großherzogin Luise von Baden. Der Lebenstag einer fürstlichen Menschenfreundin*. Karlsruhe 1925, S.11f. 19f.; マリア・パプロヴナ大公妃は1817年に「ザクセン＝ヴァイマル＝アイゼナッハ大公国内女性組合の愛国インスティテュート」(Patriotisches Institut der Großherzotum Sachsen-Weimar-Eisenach) を設立した。参照, Friederike BORNHAK, *Aus Alt-Weimar. Großherzoginnen Luise und Maria Paulowna*. Breslau u.a. 1908, S.68ff.

家の後援によって活動条件はすこぶる有利になり、それは、他の諸々の組合、とりわけ一聯の市民的な女性組合諸団体からは羨ましがられた。それは先ず、「バーデン女性組合」への原理的な好感とそれと密接に関連する動向として、国・町村体官庁の関係部署への組合の働きかけを容易にした。そして組合と官庁の双方にとって生産的な協調が成り立った。それは物質的な面でも有利にはたっていた。大公妃のお手元金をはじめ、大公家の貴顕からも豊かな寄付があり、それはまた組合の活動目的を遂行するに際して公的な水準でも有利なチャンスにつながった。寄付をする用意のある人々にとっても、パトロンが大公妃であることは品質証明書のような効果を発揮した。1872年に大公国が認める組合に団体権が付与されると、独自の営利活動と不動産の売却ができるようになった。1892年からは、組合組織を設立して法的な問題を解決しておれば、支部組合もこの法的な措置の恩恵に与った。

メンバー

「バーデン女性組合」のメンバーの出身は、基本には、生業を営む中産階級であった。商人や手仕事工房の親方や飲食館主の夫人と娘、そして多くは官公庁の一員である教養市民層（自由業は少ない）の夫人と娘である。また（薄い層として）経済的上層や、領主の居館都市や常備軍拠点都市の貴族の女性も見受けられた。支部組合の状況は、地域の社会・経済的な諸関係によって差異があった。執行部が社会的エリートであることは決まっていた。それと対照的に、一般メンバーの社会的プロフィールは多様であったが、総じてエリートからは遠かった。たとえば疾病組合では組合メンバーのために活動をまとめ、またメンバーが病気の場合は無料で疾病のケアを行なうといった社会的目標においては、組合の幅は、労働者大衆にまで伸びていた。この場合、組合への参加は一種の保険として機能し、家族的な実際的なケアが行なわれた。しかしそこでは、「バーデン女性組合」の活動能力の幅の範囲内で特殊なケースが認められた。

各種上層に属している女性にとって、自分自身も福祉活動にかかわるのは社会的責務であり、福祉活動の組合のメンバーであることは、それを容易ならしめた。非常に大きな会員数に照らすと、組合活動の実際が、アク

ティヴな会員という比較的少ない人数で担われていたのは不思議ではない。大多数の受動的なメンバーは、会費を払うのと、組合の祭りに参加することに限定していた。そうした集いの催しを中央の執行委員会が大いに宣伝したのは故無いことではなく、これによって、受動的な会員が中央の者たちの《我らが組合》に結集することが期待されたのである。

会長はむろんのこと、執行部の上流婦人たち、さらに顧問たちまでが、そのポストを何年も、あるいは何十年も占めたのは不思議ではない。種々の活動領域を射程において多くの部門を差配する規模の大きな組合諸団体が、カールスルーエに本拠を置く組合に倣うことになり、またそれらの組合の間ではポストの兼任もめずらしくはなかった。こうして、このバーデンの女性オーガニゼーションに実行力の淵源を仰ぐ、組合に関わる一種のエリートたちが形成された。野心的な組合メンバーには、自己の技量を基に組合の中でいわば《キャリアを積む》可能性が供された。すなわち、通常なら女性であることを以て社会の中で閉ざされたままであった物事を決定する権能への扉が開かれたのである。しかし他方では、組合活動が少数の人々の手中にあるという独占の傾向は、一般の会員の抵抗を受けることにもなった。普通の人々である多数者は、自分たちが単なる会費納入者であり、資金の使途に関与できないことに抵抗した。執行部のポストが不定期であることも此処かしこで火を噴いて激しい確執に発展した。それには関係者たちの虚栄や憎悪と重なることもあり、幹事の仲裁がもとめられた。会長職にあった貴顕女性の中には愛情を注いできたそのポストから辛い気持ちを抑えて離れる者もあり、それは組合に、運営指揮にもとめられる若返りを難しくした。

なおモチベーションを高める手立てとして、大公妃は熟慮の末、組合メンバー、すなわち教育施設や看護施設の人員、また下婢や労働女性のケアに当たる者を顕彰するシステムを導入した⁽²⁸⁾。その一つは「フリードリヒ＝ルイーゼ・メダル」で、1906年の大公夫妻の金婚を機に、福利活動の諸分野での顕著な功績のある者に対して与えられたのが最初であった。それに当たっては、15年から25年までの長期にわたって奉仕に参加

(28) 参照、Karl STIEFEL, *Baden 1648-1952*. 2 Bde. Karlsruhe 1977, Bd.1, S.615ff. バーデン全土の団体の概観がなされており、また大公妃によって設立された団体には印が就いている。

した実績が基本条件とされた⁽²⁹⁾。この初回には、数百人が顕彰された。優先されたのは、組合に参加した実績をもつ名誉職（〔訳注〕今日のヴォランティア）の人々であったが、また男女を問わず物質面での慈善家、さらに報酬を得ていた看護女性や教員や国家奉仕者も含まれた⁽³⁰⁾。かく多数の組合メンバーの上流婦人と助言者が、そのバーデン大公国だけでなく外国からの表彰を受けた。自発的な慈善活動や、義勇軍に準じる戦争疾病者看護、さらに赤十字組織を枠組みとした古典的な課題を果たしたことによってである。

「バーデン女性組合」の男性たち

「バーデン女性組合」の成立経緯を見ると、さまざまな局面で男性が顔を出していたことが判明するが、決して不思議なことではない。どの支部組合にも一人あるいは数人の男性の助言者や会計係がおり、日常業務に携わる他、官庁との交渉にあたりたり、法律や財務面で執行部にアドバイスをしたりしていた。カールスルーエの本部の執行委員会に付き添っていた幹事は事実上、大公国の全国組織の幹部であった。その男性幹事は大公妃と密接に意見を交換しつつ、組合業務を牽引し、官庁や支部組合との交渉にあたり、また委員会の開催を準備し、決定事項を実行するお膳立てをし、さらに必要に応じて新しい規約の草稿をととのえた。なお顧問を務める男性は、通常、大公国政府ないしは町村体の役人、あるいはプロテスタント教会の教区牧師ないしはカトリック教会の教区司祭であり、したがって職位の然らしめるところ組合の顧問がほぼ予め決まっている人々である。大公国の代官所の所在地では、代官職の者が顧問となった。かくして国の地方官庁や教会官庁のトップと組合執行部の首座との間には、事実として人的な一体性が屢々見受けられた。すなわち、職位を占める顔ぶれが代わっても、後任者が女性組合の名誉職を踏襲したのである。のみならず、「バーデン女性組合」の顧問のポストには、家系的な繋がりがはたらくことが多かった。顧問の妻あるいは娘も女性組合のメンバーになるだけでない

(29) 『バーデン国土総合アーカイヴ』 *GLA*, 443/676: 《慈善ケアワークの諸分野における活動を顕彰するに当たって注意すべき基本事項》

(30) 『バーデン女性組合誌』 *Blätter des BFV*, Nr.18 (15. Sep. 1906), S.254-268.

く、執行部を代表することがあった。実際、誰が誰をリクルートしていたかを調査するのは興味深い課題になるだろう。その点で古典的なタイプとも言えるのは、組合会長（女性）や組合顧問を教区の牧師夫人と牧師が務めるタイプであった。

他方で、顧問の面々が法律や財政や行政の分野でのプロフェッショナルな知見、またその人々の職位的ならびに社会的コンタクトは、「バーデン女性組合」にとって利点があった。とりわけ官庁のオフィシャルな責任者、すなわち自治体の諸部門の代表者の場合がそうであった。と言うのは、町村体の業績に関与する特定の専門委員会を除けば、バーデンにおいて女性は1918年以前は、政治的な意思決定の機関から排除されていたからである。

指導部門に一貫して男性が存在したことは、「赤十字」女性組合の組織原理とも重なっていた。しかし「バーデン女性組合」は、軍事と官僚機構のトップの影響下にあったわけではない。たとえば、そうした立場は、*「祖国女性組合」の諸団体においてみとめられた。それにも拘わらず、「バーデン女性組合」は、市民的な女性運動とは原理的に異なっていた。後者の代表は1865年に設立された*「一般ドイツ女性組合」で、自立的な組織であるのが特色であった⁽³¹⁾。

「バーデン女性組合」の内部に注目すると、会長（女性）、執行部の貴顕婦人、そして顧問たち、これらの相互関係は、その都度その都度の担当者の個性によって大きな違いが生じた。たとえば支部組合の場合、組合のポストを得るはずの教区牧師が欠けることによってリーダー不在となって低調になることもあれば、エネルギーな会長（女性）を得て活発化することもあった。

アクティブな女性メンバーは、特にケアワークの実際にたずさわり、ケアを受ける人々に直に接触した。具体的には、貧民のもとを訪れ、また組合が関与したり都市が設立した低学年学校の実情を把握したり、あるいは国民学校の手仕事授業を実地に監視して是正を図ったりした。これによって、一面では男女間の作業の区分が明白になり、地域の福利活動の領域で

(31) 参照、H.-U. BUSSEMER, *Frauenemanzipation und Bildungsbürgertum* (1985 前掲注3), S.122ff.;
なお「祖国女性組合」については前掲注13を参照

後に浮上するいっそう細かな性差の作業区分を先取りした。他面で、組合に参加している積極的な女性メンバーは徐々に新たな活動領域を開拓した。すなわち、組合総会において発言者として登場し、また大公国全域の大会に支部組合の代表として参加した。しかし発言者としては、男性が優位に立っていることは変わらなかった。

支部組合によっては、毎年の総会は、当然のことながら会長（女性）によって運営され、顧問が関与しなかったところもあった。支部組合が原則として男性の助言を必要とせずとも順調に運営できたことは、本部組合の中央委員会から特例として大目にみてもらえたことが証している。しかし組合の運営は、基本的には、ドイツ帝国の終焉まで、男性顧問というある種の機構性を強固に保っていた。

国家との近い関係

大公妃を保護者として発足したときから、「バーデン女性組合」は、市民的な女性の権利運動のような自律した社会的運動ではなく、当初から大公家と大公国政府に近い立場に立った。そうした構図は、また法的に恩恵をもたらした。戦時の輸送の免税措置や、法人としての認可、それにオフィシャルな支援が増えることによる組合目的達成の促進である。カールスルーエの大公国行政府との協同行動も、組合幹事を常に内務省の高官がつかめていることによって容易になった。組合活動の負荷が高まる一方の中、1908年からは局長クラスがそのポストに就いた。

バーデン大公国政府が国土全域にわたって活動網をもつ女性オーガニゼーションに多大の関心を寄せたのは、先ずは、戦時における軍隊への支援活動あるいは不慮の災害のためであった。男女それぞれの「赤十字社」の設立によって、物質的に大きな容量と、訓練された救難支援者が準備された⁽³²⁾。自主的な福祉活動のセクション、また少女教育では、「バーデン女性組合」は、教育とケアワークにおいて専門的な運用知見を供し、それによって、従来の杓子定規なオフィシャルな貧民ケアを、特に女性貧民に

(32) 女性組合は包帯の材料を準備し、プロフェッショナルな技量と自発的なケア能力を育成した。男性組合は、負傷者や病者を搬送するいわゆる救護班 (Sanitätskolonne) を編成した。参照, Felix GRÜNEISEN, *Das Deutsche Rote Kreuz in Vergangenheit und Zukunft*. Berlin 1939.

やさしい取り組みで補った。それだけでなく、福祉ケアに向けた自治体の責任ある課題との取り組みに、「バーデン女性組合」は重要な刺激をあたえ、それは貧民対策と疾病予防の導入につながった⁽³³⁾。カールスルーエに所在する（大公国立の性格をもつ）種々の施設、たとえば組合病院などだが、これらは、19世紀から20世紀への転換期以後ないしはドイツ帝国の終焉以後は、自治体あるいは州が担当者となるかたちで受け継がれた。

最後に、「バーデン女性組合」が、特殊バーデンの愛国心を培ったことを挙げておきたい。それはふるさとと祖国と大公国への愛情を打って一丸とすることに寄与した。それゆえ、組合活動の非政治性は、もともと見かけだけであった。と言うのは、大公妃は個人的偏愛《だけに》ふけていたのではなく、組合諸団体への関与は、支配者家門の（大公妃の思念では国母が引き受けるべき）社会的責任意識の表示でもあったからである。ちなみにボックスベルク〔訳注〕バーデン大公国の北東端マイン＝タウバー郡の小都市）の教区牧師ヴァルターは組合総会において、大公妃を《我らが国民のたゆむことなきケアワーカー》と称賛した⁽³⁴⁾。かかる背景からすれば、「バーデン女性組合」に参加して活動することは愛国行動への参入に他ならなかった。情誼あふれる隣人愛と愛国の熱情というレトリックを背景にした政治目的であり、取りも直さず階級対立の緩和と現存の社会的・政治的秩序の安定化であった。

「バーデン女性組合」における《女性権利問題》

19世紀に活発な議論となった《女性権利問題》⁽³⁵⁾は、「バーデン女性組合」にとっては、何よりも生業問題であった。すなわち、（市民の）未婚女性たちが、男性の扶養者の保護を受けられない場合、適切な生業を得る可能性を開くことであった。女性の男性との同権の要求、それどころか女性の選挙権すら過大とされ、女性の《真のあり方》もドイツ社会が歴史的に培ってきた諸関係に抵触するとして、「バーデン女性組合」ははねつけた。様々な階層の女性に向けて組合が供した教養学習は、女性の生き方を決定して

(33) この複合をも取り上げた一般的な文献として次を参照, Christoph SACHSSE / Klaus TENNSTEDT, *Geschichte der Armenfürsorge*. 2 Bde. Stuttgart u.a. 1980 u. 1988.

(34) 『バーデン女性組合誌』 *Blätter des BFV*, Nr.20 (15. Okt. 1903), S.381.

(35) 参照, H.-U. BUSSEMER, *Frauenemanzipation und Bildungsbürgertum* (1985 前掲注3).

いる社会慣習に寄与する体のものであった。中心は、家庭を守るという女性の役割への心構え、あるいは《家をととのえることと重なる》職種であった。それは、手仕事女性や看護女性や児童保母や下婢のための教育においても同じであった⁽³⁶⁾。「バーデン女性組合」は、公共学校における手仕事授業や家政授業の改善にも情熱的に取り組んでいたのである。

それに対して女性の中等・高等教育問題の分野は、バーデンにおいても、市民的な女性運動に委ねられた⁽³⁷⁾。「バーデン女性組合」が教養学習を通して推進したのは、《女性の》役割としての家事・教育・看護の分野であり、それによって（たとい用いられる役割モデルが伝統にどっぷりつかっている体であったとしても）新しい・質の高い生業の可能性の開拓に裨益するところがあった。また伝統的な貧民ケアと疾病者支援に代わって（ないしはそれと並んで）困窮女性とその家族の生活状況を改善することを目的とするケアの方法も加わった。組合に参加している貴顕女性たちは、彼女たちが世話をする人々との出会いの中で社会的経験を積み、技量に磨きをかけた。それは、彼女たちに、自治体の貧民ケアへの助力者とし、後には地域の自治行政における専門家会議での立場を得させることになった。こうした意味では、慈善活動としての組合は、地域行政における名誉職としての、また専門職としてのソーシャルワークにそなえるための良き学校であった。

慈善活動を事とする女性組合において、メンバーたちは多くの段階を経つつ、自治体のケアワークの協働者へと歩みを進めた。貧民児童へのケアの視察者から、男性の名誉職としての貧民ケアワーカーの自発的な協力者を経て、男性と同等の資格をもつ自治体のケアワーカーの女性へとという歩みである。1910年の*町村体・都市規則の見直しの後、バーデンでは、《貧民関係・学校授業・健康への公共対策、その他の課題（に関する都市特別

(36) 参照, Marion KLEWITZ u.a. (Hg.), *Frauenberufe – hausarbeitsnah? Zur Erziehungs-, Bildungs-, und Versorgungsarbeit von Frauen*. Pfaffenweiler 1989.; Brigitte KERCHNER, *Beruf und Geschlecht. Frauenberufsverbände in Deutschland 1848-1908*. Göttingen 1992, S.32.

(37) 参照, Gerhard KALLER, *Mädchenbildung und Frauenstudium. Die Gründung des ersten deutschen Mädchengymnasiums in Karlsruhe und die Anfänge des Frauenstudiums an den badischen Universitäten (1890-1910)*. In: *Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins*, 140 (1992), S.361-375.; Susanne ASCHE, *Disziplinierung und Emanzipation*. In: Bernd KIRCHGÄSSNER u.a.(Hg.), *Stadt und Bildung*, 34: Arbeitstagung in Mainz 1995. Siegmaringen 1997, S.119-136, hier S.127f.

委員会)には、事項の性格に照らして女性の協働作業が望まれる」とされ、女性に委員会の座席と賛否表明権をあたえなければならないことになった⁽³⁸⁾。しかし女性の座席の割合は最大で四分の一でしかなかった。とは言え、これによって、社会形成の過程に新しく議論の可能性と新しい参加形式が開かれたのも事実であった。

なおドイツ帝国のレベルとして市民的な女性運動への関係があったが、その代表的な組織である「一般ドイツ女性組合」(⇒p.171)や*「ドイツ女性組合同盟」に対して、「バーデン女性組合」は慎重に距離をとりつけた。しかし「バーデン女性組合」が他のオーガニゼーションの動きを批判的に注視することがなかったわけではない。とりわけ、何らかの活動領域に市民的な組織の手が伸びてきた場合である。そうした動向への対し方の基本はやはり大公妃であり、そのため彼女の組合は《女性権利問題》では中庸を守るニュートラルな路線の見かけを保った。しかしそうしたポジションの取り方が、組合メンバーの圧倒的多数の希求と期待に照応していた面もあったのである。

ちなみに「赤十字」の女性組合だが、それらはドイツ語圏ではそれぞれの地域で領主夫人を後見人として設立されており、そこへの接続は、いたずらに停滞を結果した面があった。そのため、*ヘドヴィヒ・ハイル(1850-1934)の監督の下、1912年に*「リュケイオン・クラブ・ベルリン」が中心になって「女性、家と職場」展が企画されたとき、「バーデン女性組合」は慎重であった。参加を決めたのは、「祖国女性組合」(⇒p.165)が展覧会にあたって「赤十字」の女性組合との共同作業を原則として歓迎するとしてからであった。なお「祖国女性組合」はドイツ帝国皇后*アウグステ・ヴィクトーリア(1858-1921)を後見人とする団体で、また皇后は展覧会のパトロンであった。「赤十字」の組合諸団体は、展覧会のプログラムでは最終的に下位部門で独自の一セクションを受け持ち、展覧会のコンセプトに合わせて、その活動分野を過度に宣伝することを自制した⁽³⁹⁾。しかし組合活動の実際には、ここで挙げたような文字通りイデオロギー的な立

(38) 『バーデン大公国法令告知』 *Gesetzes- und Verordnungsblatt für das Grossherzogtum Baden*. Nr.37 (11.Okt. 1910), S.541.

(39) 『バーデン国土総合アーカイヴ』 *GLA*, 443/660

ち位置の問題は別にしても、市民的女性運動と直接接することが増えてきた。バーデンでも、19世紀から20世紀への転換期以後、市民的女性運動の組織的な動きが始まっていたのである。

(まとめ)

簡単なまとめをしておきたい。「バーデン女性組合」は、活動域の非常に幅広さと組合指導部の一種のプラグマティズムによって、会員のすこぶる多様な希求をまとめることができた。そのコンセプトは、キリスト教の特定の宗派にとらわれない慈善活動の女性オーガニゼーションにあつて、女性解放を促進する手立てとは考えられていなかった。にも拘わらず、組合は、多彩なケアワークと学習機会の提供によって女性の生き方の諸関係を改善することに力を発揮し、また組合活動において進取の気性をもつメンバーたちが新たな決定能力を発揮する道を開いた。「バーデン女性組合」は総じて、多くの活動領域においてイノヴェイティヴは動きをみせ、女性たちが一步一步《新たな軌道》へ進む上でその地ならしをしたと言えるだろう。

[訳注]

p.153 **バーデン大公妃ルイーゼ** (Großherzogin Luise von Baden 1838-1923) ベルリンに生まれ、バーデン＝バーデンに没した王族。出自と事跡は、本文でかなり詳しく扱われるように、バーデン大公妃として国母 (Landesmutter) の自覚があり、国内の社会問題に意を用いた。特に設立にあたって後見役となった「バーデン女性組合」については以後も実質的にオーナーかつ最高指揮者であり、組合活動は大公妃の考え方に沿っていた。

p.153 **イタリア戦争** (Italienischer Krieg) イタリアが国家統一に至る過程では、北伊に支配地を有していたオーストリア、伊の西部で国境問題が絡んでいたフランスの思惑にイギリスが加わって戦争は複雑な様相を呈した。各国の軍事行動の頂点は1859年であった。

p.153 **ドイツ同盟** (Deutscher Bund) 旧神聖ローマ帝国を構成していたドイツの35の領邦と4つの帝国自由都市との連合体。1815年のウィーン議定書に基づいてオーストリア帝国を盟主として発足し、1866年の普墺戦争におけるプロイセン王国の勝利をもって解消された。

p.153 **ドイツ皇帝ヴィルヘルム1世** (Wilhelm von Preußen 1797-1888, 1861からプロイセン王 1871からドイツ皇帝) ベルリンに生まれ没したドイツの王族。

p.153 **皇后アウグスタ** (Kaiserin Augusta = Maria Luise Augusta Catherina von Sachsen-

Weimar-Eisenach 1811-90) ヴァイマルに生まれ、ベルリンに没した王族。ザクセン＝ヴァイマル＝アイゼナハ大公国カール・フリードリヒとその妃、ロシア皇帝パーヴェル1世の皇女マリア・パヴロヴナの間に第3子として生まれた。1829年に、プロイセン王フリードリヒ・ヴィルヘルム3世の次男で後のプロイセン王・ドイツ皇帝ヴィルヘルムと結婚した。

p.156 **ヴュルテムベルク王国** (Königtum Württemberg) 南西ドイツのバーデン＝ヴュルテムベルク州のヴュルテムベルク地域にほぼ相当し、シュヴァーベン地方と重なる。中世以来の支配家門ヴュルテムベルク家の公国で、ナポレオンに敗退・従属して1806年に公国から王国に昇格した。王国は1918年に解消された。

p.156 **ザクセン＝ヴァイマル＝アイゼナハ大公国** (Großherzogtum Sachsen-Weimar-Eisenach) ドイツ中部のテューリンゲン地方に存在した領邦国家。首都はヴァイマル。1741年から1815年まで公国、1815年から1918年まで大公国であった。1903年に正式な国号はザクセン大公国 (Großherzogtum Sachsen) となった、ザクセン王国との区別のためあって、この国名で呼ばれることが多い。

p.165 **祖国女性組合** (Vaterländische Frauenvereine) ここでは同種の団体を併せるため複数で表記されているが、指標になるのはプロイセン王国において設立された通称「祖国女性組合」(Vaterländischer Frauenverein 略称VFV)、すなわち「戦時における負傷者への手当と救助のためのドイツ女性組合」Deutscher Frauenverein zur Pflege und Hilfe für Verwundete im Kriege) で、プロイセン王妃(後のドイツ帝国皇后)アウグスタ(ここで話題にされるルイーゼの母親)が主導して普墺戦争中の1866年11月11日にベルリンで発足し、まもなくプロイセンの軍隊の拠点都市に設立されていった。赤十字の女性組合の前身の性格もあり、赤十字社との重なりが強かった。

p.165 **一般ドイツ女性組合** (Allgemeiner Deutscher Frauenverein: ADF 1920年にDeutscher Staatsbürgerinnenverbandドイツ女性市民協会と改称) 週刊紙『女性新聞』(*Frauen-Zeitung – Ein Organ für die höheren weiblichen Interessen*) を1849年以来発行してきたルイーゼ・オットー＝ペータース (Louise Otto-Peters 1819-95) がアウグステ・シュミット (Friederike Wilhelmine Auguste Schmidt 1833-1902) など数人の同志と共に創設した団体で、女性が(ドイツに関して) 全国的規模でネットワークをもつことを課題にしたのが大きな特色であった。1865年10月16-18日にライプツィヒで開催された大会が創設日とされる。教育と就業における男性と同等の権利を目指し、《女性による女性のためのすべてのことから》に取り組むと宣言した。正規メンバーは成人女性とされ、当時の女性解放運動の団体とは異なり運営の中心から男性を排除した。設立年から編まれた機関誌『新路線』(*Neue Bahnen*) は家庭雑誌であることを拒否するなどフェミニズムの傾向が特色であった。なお創設期から男性理解者としてアウグスト・ベーベル (August Bebel 1840-1913) を名誉参事とし、また後年1899年アウグステ・シュミットによって刊行されたパンフレット誌『男子大学生と女性』(*Der Student und das Weib*) はクララ・ツェトキン (Clara Zetkin 1857-1933) の講演を指針とするなどSPDの人脈や思想とも重なりがみられる。なおシュミットは、結婚には教会も役場も要らないと論じ、離婚を正当な権利と見るな

ど《愛における女性の選択の自由》を説いた。

p.168 町村体・都市規則 (Die badische Gemeinde- und Städteordnung [in der Fassung vom 18. Oktober 1910]) この名称で公布された法令で、バーデン大公国の自治体の運営方法の指針を記している。社会主義勢力の伸展と自治体の財政逼迫という問題を解消するために、一定程度の民意反映を促進すると共に、徴税の環境を整える意図を併せ持っていた。

p.169 ドイツ女性組合同盟 (Bund Deutscher Frauenvereine: BDF) 市民的な女性権利運動の組合諸団体の頂上組織として1894年3月28-29日に発足した。1888年にアメリカで結成された「国際女性会議」(International Council of Women: ICW) が1893年のシカゴ万博を機に広く知られ、その刺激を受けて、ドイツにおいても市民的な女性組合の連合機関がなりたつた。初代の会長は、「一般ドイツ女性組合」の創設者の一人であるアウグステ・シュミット (Auguste Schmidt 1833-1902)が務めた。

p.169 ヘードヴィヒ・ハイル (Hedwig Heyl [旧姓Crüsemann] 1850-1934) プレーメンに生まれ、ベルリンに没した女性権利運動の指導者。18歳でベルリン郊外シャルロッテンブルクの工場主と結婚し、5人の子供を育てつつ、工場で働く労働者の子供たちの幼稚園を設立したのが最初で、次いで女性のための「料理と家事の学校」(1884)、「女性のための造園学校」(1890)を手掛け、設立し、1905年には「リュケイオン・クラブ」をドイツへ導入する主要なメンバーとなった。またそれにあたってはプロイセン貴族の出自をもつルーマニア王妃エリーザベト・ツー・ヴィート (Elisabeth zu Wied) をパトロンとした。活動の頂点は1912年の展覧会「女性、家と職場」(Die Frau im Haus und Beruf) で、会場はベルリン動物園 (前の公園) であった。本文でもドイツ皇后の後援を得たことが記されているように、ハイルは、支配層の支持と援助を得ながら女性の地位の向上を図った保守的で穏健なリーダーであった。

p.169 リュケイオン・クラブ・ベルリン (Lyzeum-Club Berlin) イギリスの女流作家コンスタンス・スメドレー (Constance Smedley 1876-1941) が1904年に提唱しロンドンで発足した文藝・学術・芸術・ジャーナリズム・医療など教養をモチーフとした上・中流女性の社交と教養の場、古代ギリシアのリュケイオンに因んで名づけられた。アムステルダム (1904)、ベルリン (1905)、パリ (1906)、フィレンツェ (1908) と広まり、1912年に「リュケイオン・クラブ国際アソシエーション」(International Association of Lyceum Clubs) へと発展した。ベルリンのクラブ設立を主導したのはロンドンで生まれたドイツの女流作家・水彩画家マリー・フォン・ブンゼン (Marie von Bunsen 1860-1941) で、父親はプロイセンの政治家・国家議員であった。そして有力な協力者がヘードヴィヒ・ハイルであった。

p.169 アウグステ・ヴィクトーリア (Kaiserin Auguste Victoria 1858-1921) プロイセン王国ニーダーラウジッツのドルツィヒ (Dolzig/ Kreis Sorau現ポ) にシュレースヴィヒ＝ホルシュタイン＝ザンダーブルク＝アウグステンブルク公爵家の公女として生まれ、オランダのヒス・ドールン (Haus Doorn) に没した王族。1881年に後のドイツ皇帝ヴィルヘルム2世と結婚した。

【訳者解説】

本篇はドイツの女性史家ケルスティーン・ルツァーによる「バーデン女性組合」に関する論説の全訳である。なおバーデンという地名であるが、ドイツでは第一次世界大戦が終わるまで古くからの領邦が存続しており、南西ドイツのバーデン大公国はその一つであった。これについては以下で幾らか解説する。書誌データは以下である。

Kerstin Lutzer, *Zwischen Wohltätigkeit und „Frauenfrage“ — der „Badische Frauenverein“ 1859 bis 1914*. In: Rita Huber-Sperl (Hg.), *Organisiert und engagiert. Vereinskultur bürgerlicher Frauen im 19. Jahrhundert in Westeuropa und den USA*. Königstein / Taunus [Ulrike Heimer] 2002, S.293-312.

本篇の元は、2000年11月17・18両日にドイツのハノーファー大学において、女性主体のクラブ・組合の意義を見直す歴史学者たちの国際フォーラムが開催されたときの発表で、2年後に論文の体裁に整えられて大会報告集に収録された。その大会はジェンダー・フェミニズム研究では特に女性の集団形成に焦点を合わせたことにおいて里程碑の意義をもっている。これについては、大会の中心となった歴史学者リタ・フーバー＝シュペール女史の論説を本誌に訳出しており、そこに解説をほどこした（愛知大学国際問題研究所『国研紀要』158, 159号）。

ケルスティーン・ルツァー女史（Kerstin Lutzer）はドイツのニーダーザクセン州に生まれ、キール大学で歴史学とゲルマニスティクを学んだ後、ハイデルベルク大学へ移り、ドイツ近・現代史、とりわけ女性史の研究を進めた。そして1999年夏学期に「バーデン女性組合1859-1918 — 赤十字・ケアワーク・女性権利問題」によって博士学位を得た。大部な研究成果で、直ちに出版とならなかったが「コルプス・スエヴィ財団」の助成金を得て2002年にコールハマー社から刊行された。次にその書誌データを挙げる。

Kerstin Lutzer, *Der Badische Frauenverein 1859—1914. Rotes Kreuz, Fürsorge und Frauenfrage*. Stuttgart [Kohlhammer] 2002.

これは500頁を超える大部な学術書で、特定のアソシエーションを対象にした研究としては代表格と言ってもよい。しかも、取り上げた団体の推移を編年的に追っているのではなく、幾つの特徴と社会的な意味合いなど、団体の性格と活動を歴史に位置づけることに主眼を置いて組み立てられている。ルッツァー女史と言えば、この大著を仕上げたことが知られていたために、ハノーファーでの国際フォーラムでは、刊行を模索中に要旨を案内する形になったようである。本篇が具体的な記述よりも、団体が持っていた特徴の概括的な説明であるのは、大著のレジユメの性格にあったからである。

(バーデン大公国について)

それへ進む前に、ここでテーマとなった「バーデン女性組合」の背景としてバーデン大公国について簡単に触れておきたい。ドイツ語圏はナポレオン戦争の頃までは300以上とも言われる中小国・小領邦・矮小領主支配地の集まりであった。もっとも、それらが戦国時代の様相を呈していたわけではなく、むしろ氣息奄々として並存しており、時代遅れは明らかであった。ナポレオンがドイツ語圏の雄国であるオーストリアとプロイセンとそこに糾合された小領邦の連合軍を数度の戦いで屈服させた後、領邦・矮小領主支配地の整理をおこなったのは歴史の流れでもあった。やがてナポレオンが敗退してドイツ語圏の再編が行なわれたが、ナポレオンによる整理は引き継がれて36の国と領邦となった。南西ドイツのバーデン大公国はその一つで、中規模の領邦であった(面積は15,070km² 岩手県ほどの広さ)。首都はカールスルーエである。

バーデン大公国はプロテスタント教会ルター派に立つ領邦であった。宗教改革期には小領邦2家が宗派を異にしていたが、18世紀前半にプロテスタント教会でまとめ、政治的変動を経つつ国土も拡張した。しかし域内には古くからの自治都市(帝国都市)が多数存在し、それらは周囲を押さえる領邦に対して自立性を確保する観点からカトリック教会を選択し、後ろ盾としてオーストリア(ハプスブルク家)の皇帝を恃んだ。こうした対立自体は時代と共に薄れていったが、都市や町村体の宗派区分は19世紀

が進んでも続いており、それは今日にもつながっている。なおバーデン大公や隣接するヴュルテムベルク大公は宗派を同じくする雄国プロイセンとの結びつきを強め、歴代領主は、青年期にはプロイセンで軍務を経験することが多かった。ここで話題になるバーデン大公妃がプロイセン王家の公女であるのもそうした伝統に沿っていた。



（バーデン大公国の位置 ドイツの地図は第一次世界大戦終結時）

（女性組合としての性格 — 特に赤十字女性団体との重なり）

「バーデン女性組合」は本文にあるように1859年に大公妃の肝煎りで設立された女性主体のアソシエーションであった。直接のモチベーションは、戦時や戦争に備えての救急活動に女性の力を結集することであった。その点では愛国心がモチーフであった。しかしそれにとどまらず、平時の貧民・窮民対策、さらに女性の初等教育の充実などにも課題は広がっていった。時代の空気もそれを不可避にしていた。19世紀半ば以後は社会主義ないしは社会民主主義が影響力を強め、それへの警戒からも一定の民生政策は不可欠であった。その中で、貧民・疾病者へのケアに加えて、少女や未婚女性のための家事教育・料理・裁縫、さまざまな手仕事の訓練の施設へと課題は広がり、それを主要に担ったのが自発的な女性の団体としての「バーデン女性組合」であった。またそれにあたっては、組合のオーナーでもあり顔でもある大公妃ルイーゼの情熱と才覚が大きな意味をもった。

「バーデン女性組合」のそうした性格は、同時代に設立された女性権利

運動の団体とはかなり違っている。つまり参政権や男女同権や教育の男女での機会均等、さらに女性の各種職種への門戸開放といった要求であるが、これは女性史研究では、《市民的》な女性権利運動と呼ばれる。ルイーゼ・オットー＝ペータースとアウグステ・シュミットが主導した「一般ドイツ女性組合」はその代表的な組織であった。

それに対して「バーデン女性組合」は女性参政権も男女同権も主張せず、既存の社会システムにとっては穏健な団体であった。しかしそれがドイツ語圏において最も組織率の高い女性団体となった。いわば敷居を低くして大方の需要に応えたのが特色であった。同時代の女性団体からバーデンは女性結集の《模範国》との評価を得たが、それはポジティブな面でもあればネガティブな面でもあった。

なおその点では同じような性格の二種類の女性団体にも注意する必要がある。一つは「祖国女性組合」で、特にプロイセン王家の女性たちが後ろ盾となって設立維持された愛国心を結集核とする団体であった（本文p.165とそれへの訳注を参照）。二つ目は「赤十字」の諸団体である。周知のように赤十字社では、男性と女性に分けて組織化が進められた。元は、傷病者対策における任務分担の故であった。つまり戦地・災害地など危険地帯への立ち入りと救難者の搬送は男性班が受け持ち、看護は女性班が担当するのである。

ルッツァー女史の大著はサブタイトルとして「赤十字・ケアワーク・女性権利問題」が謳われている。そのレジュメにあたるとも言える本篇では赤十字の記述が薄くなったきらいがあるが、大著の方では「バーデン女性組合」に赤十字社との共同行動があったこと、また一部ではそこに編入されて活動を行なったことが扱われている。両者はモチベーションがかなり近かったのである。あるいはそれが可能になる特質が育成された団体であった。それに対して女性権利問題が表に出ることが少なかったが、それまた赤十字社との質的な共通性とも言える。改めて注意すると、赤十字社は女性の社会進出に大きな役割を果たしたが、女性権利の拡張を主眼に置く団体ではなかった。しかし事実として看護等の業務における高度な運用的知見、一部では医学の専門知識を習得する道を開いたことでは女性史において重要な位置を占めている。それと近似した団体として「バーデン女

性組合」は推移した。

以上は簡単な解説だが、従来、一方で《模範的》な女性団体とされるほど高い組織率を誇り、他方では女性権利問題ではほとんど陰に隠れ、女性史研究でもあまり話題にならなかった大きな女性アソシエーションが「バーデン女性組合」であった。その歴史の実態を細部まで明るみに出し、また歴史的な位置付けと評価を行なったのがルツァー女史の研究成果であった。しかし日本ではドイツ近・現代史やドイツ女性史を専門とする人々もほとんど見過ごしているように思われる。そのレジユメの性格にある本篇が空白の解消につながればと願っている。

8. May 2024 S.K.